～法人マーケット開拓に役立つ～　心療内科業(メンタルヘルス)　43

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ
http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に2法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。
【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓昭】

心療内科業(メンタルヘルス)のリスクマネジメント

◇心療内科業の特徴

厚生労働省が実施する「患者調査」によると、精神疾患の患者数は、平成20年で約325万7,000人と、その内訳はうつ病が最も多く約104万人、次いで統合失調症等が約80万人で、不安障害が約59万人となっています。特にうつ病は平成8年（約43万人）と比較すると約2.4倍に達しており、潜在的うつ病患者数は400万人とも言われています。その背景にはうつ病の啓発活動の活性化による認知度の上昇や「ＤＳＭ－Ⅳ」という診断方法の普及により「うつ」の概念が広がったこと等が挙げられます。

また、平成23年に厚生労働省が精神疾患を5大疾病に決定したこと、精神疾患患者の平均在院日数が世界でも突出して長いことなどから、予防策や医療機関との連携強化等、患者の社会復帰を促す治療方法への転換が期待されています。厚生労働省の「医療施設調査」によると、一般診療所の心療内科の数は平成20年現在で3,755か所、うち、個人の心療内科数は2,058か所となっており、バブル崩壊後長引く不況がもたらした格差と困窮、失業問題等を背景に心療内科（メンタルヘルス科）は増加傾向にあります。心療内科とは、精神的なことが原因で内科的にも症状（心身症）が出ている場合に診る専門診療科です。一方、精神科とは精神疾患を専門に診る診療科であり、うつ病等は精神疾患であるが内科的症状に表れることもあり、心療内科でも治療されているのが現状です。心療内科の増加に伴う競争激化により、以前は他の科目と比較して開業資金は少額で済むと言われていましたが、開業時や設備投資の資金が膨らみやすくなっています。

◇リスクマップの例

Ⅰ ①医師の経営離脱
　②人材不足(コメディカル)
　③診断基準の変更
Ⅱ ④建物／設備等の損害
　⑤災害・事故による休業
　⑥労働災害事故(長期休業)
　⑦借用不動産の賠償事故
　⑧情報漏洩事故
Ⅲ ⑨風評損害
　⑩診療報酬の減少
　⑪設備投資資金の増大
　⑫競争激化による収益低下
　⑬診察内容を巡るトラブル
Ⅳ ⑭新技術への対応遅れ
　⑮看護師等の離職

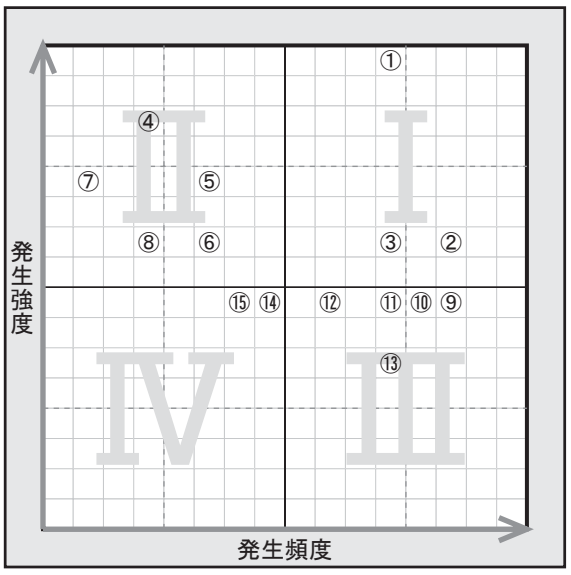

◇心療内科業の特徴的リスク

医師（個人）への依存度が高い診療所等は、病気や事故等による①医師の経営離脱が大きなリスクと言えます。またコメディカル（技師・薬剤師・心理士等）の②人材の不足や育成不足のみならず、厳しい労働環境による⑮看護師等の離職も多く、人材の定着率低下は⑭新技術への対応遅れにも繋がる経営上の大きな課題となっています。患者からの暴力により看護師等自らが心の病に侵され長期休業や離職に至るケースもあることから、医療従事者の⑥労働災害にも配慮が必要と言えます。心療内科は精神科や他の診療科と比較して診療報酬が低く、うつ病は医師によって診断結果が異なることが多いという特徴から、今後の③診断基準の変更や見直し等、医療費抑制の結果⑩診療報酬の減少も想定されます。しかし、心療内科は開業資金が少額であるものの、競争力強化のために建物や内外装設備充実のための投資等、⑪設備投資資金が増大する傾向にあり、火災や水濡れ損害、地震等による④建物／設備等の損害や⑦借用不動産の賠償事故への対応及び⑤事故・災害による休業リスクについても注意が必要です。また診療圏が他の科目と異なり広いためターゲットとする患者層によっては⑫競争激化による収益低下も想定されます。

診療の特徴として、症状の変化や診療期間・投薬期間の長期化の場合に患者及び家族から診療内容に理解を得られず⑬診察内容を巡るトラブルに発展するケースもあり、⑨風評被害にも繋がるので注意が必要です。また診察結果や診断結果のセンシティブ情報を取り扱うため、⑧情報漏洩事故にも注意が必要です。

◇心療内科業の具体的リスク対策

診療報酬が低い状況下での成長、生き残りには、マーケット層の選定が最重要課題となります。首都圏、地方、オフィス街や繁華街、住宅地等の立地条件により患者は異なりますので、対象マーケットを明確にした上で、ニーズに応えられる自院の設備内容・診療内容を提供することが、集客力アップと収益向上に繋がります。心療内科の場合、他の科目に比べると医療技術の優劣や病状把握よりも患者の本質を理解し対話で解決を目指す心理療法のセンスが現場で働く看護師も含めて必要となります。

患者の心の声を理解し適切なアドバイスができる人材（看護師）育成や院内環境整備が、患者とのトラブルや暴力回避となり、患者やその家族の満足度の向上のみならず、従事者に対する労働安全配慮にもなります。当然のことながら、重度な症状を抱えた患者が来院した場合に対応するために、高度な技術や専門的な医療を提供できる医療機関やコメディカル、スキルの高い専門医師との業務提携や体制整備の充実を図る等も大切となります。今後も患者数が増加していくことが予想される中、医師の複数化やコメディカルの充実等による経営体制の安定化、薬物療法以外の療法、心理カウンセリング機能の充実等、様々なニーズに応えられるような新しい技術への対応や知識の習得等が大切と言えます。またセンシティブな個人情報を取り扱うことから、ＨＰの充実など、インターネットセキュリティ強化やプライバシーマークの取得等による情報漏えい対策の充実も重要でしょう。

◇心療内科業における保険活用

病気や事故等による①医師の経営離脱というリスクに対しては、医師の複数化の他に、法人契約の生命保険や入院保険等の活用があります。また長期就業不能時に備えた医師や看護職等のために法人で加入する所得補償保険等も有効です。

④建物／設備等の損害、⑦借用不動産の賠償事故に備える保険として、火災保険等の他、地震補償特約、借家人賠償責任保険（特約）の手配も考えられます。特に、借入が残っている資産に関しては債務だけが残らないためにもしっかりとした保険の付保が必要です。また運転資金の確保や借入返済のための資金が必要な企業は、⑤災害・事故による休業に備えた利益保険や休業保険の優先度も高いと言えます。心療内科にとって、医療行為による事故は少なく見えますが、医師や看護職、薬剤師等の医療行為による賠償責任の他、患者の特性を踏まえた建物や設備設置、安全対策にも配慮が必要であり、施設危険をカバーする各種の賠償保険の手配も必要です。一方で、厳しい労働環境が求められる業種特性からも医療従事者の労働安全については配慮が必要となるため、福利厚生の充実という意味から労災上乗せ保険を準備したり、安全配慮義務違反を問われた場合に備えた使用者賠償責任保険等の準備が必要と考えられます。⑧情報漏洩事故への備えとしては、センシティブ情報を扱う業務の特性上、個人情報漏洩保険の手配も必要と言えます。賠償責任保険の付保に関しては、一般的には保険会社の被害者対応や示談交渉等のサービスが無いため、事故対応のマニュアル等の作成も必要に応じて行うことをお勧めします。

知ってトクする　－725－
税務情報

いよいよ始まる「国外財産調書制度」

5,000万円超える場合は調書を提出へ

平成24年度税制改正において、国外財産の保有者はその国外財産について申告を必要とする「国外財産調書制度」が創設された。国内資産家の海外資産が増加したことに伴って所得税や相続税の申告漏れ件数が増え、さらに資産の海外逃避スキームの複雑化などで当局が資産を把握できないということが導入の理由である。最初の調書は本年12月31日における国外財産の保有状況を記載して、来年3月17日までに提出することとなる。

財産の種類ごとに国外にあるか判定

国外財産調書を提出しなければならないのは、その年の12月31日において、合計価額5000万円を超える国外財産を有する居住者（「非永住者」を除く）である。提出者の氏名、住所、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載した国外財産調書を、翌年の3月15日までに提出しなければならない（来年は15日が土曜なので17日まで）。

「国外財産」とは、「国外にある財産」を指すが、「国外にある」かどうかの判定は、財産の種類ごとに行う。例えば次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所または事業所の所在などによることとされている。

（例）
・「不動産または動産」は、その不動産または動産の所在
・「預金、貯金または積金」は、その預金、貯金または積金の受入れをした営業所または事業所の所在

なお、保険金（保険の契約に関する権利を含む）については、その保険の契約に係る保険会社等の本店または主たる事務所の所在となっている。（相法10①五）

また、平成25年度税制改正で、国外財産の所在の判定についての取扱いが一部変更されている。具体的には、国外財産調書に記載すべき、社債、株式等の有価証券等が金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合におけるその有価証券等の所在については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在（改正前：有価証券等の発行法人の所在）によることとされた。

次に、国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」または時価に準ずるものとして「見積価額」による。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」による。

財産債務明細書提出と違い罰則規定あり

この国外財産調書制度では、優遇措置と加重措置が設けられている。

イ・過少申告加算税等の優遇措置

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5％減額される。

ロ・過少申告加算税等の加重措置

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合または提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分な場合を含む）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除く）が生じたときは、過少申告加算税等が5％加重される。

ハ・故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合または国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される。

従来から、総所得金額が2000万円を超え確定申告が必要な人は「財産債務明細書」を提出しなければならないが、これには罰則がないため、提出しない例が多い。しかし、今回の制度はこのように罰則規定がある。資産家にとっては頭の痛い制度であるが、スタート時の混乱やトラブルを避けるためにも、早めの準備が必要となる。